

お申込  
手続き

加入依頼書締切  
2022年9月16日 (金)

保険期間開始  
2022年11月1日 (火)

保険料 給与天引日  
2023年1月25日 (水)

すべての皆様：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。  
今年度の記載内容にて更新される方：特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です。（自動更新になります）  
新規加入される方・加入内容を変更される方：「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、ENEOSマテリアルトレーディング株式会社保険部へご提出ください。

### 補償の内容

- ①加入資格者：JSR㈱の社員で、2022年11月1日現在で満59歳以下の方（役員、執行役員、理事、理事経由のフェローは対象から除きます。）ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の団体契約の始期日時点（2022年11月1日）の満年齢をいいます。
- ②保険期間：2022年11月1日午後4時から2023年11月1日午後4時までの1年間
- ③てん補期間：満60歳の誕生日まで（55歳～59歳の方は5年、勤続年数10年未満で満55歳～59歳の方は3年3ヶ月）
- ④免責期間：90日
- ⑤特約：認知症・メンタル疾患補償特約（最長5年間。但し、勤続年数10年未満で満55歳～59歳の方は最長3年3ヶ月）  
妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約
- ⑥保険料の払込方法：第1回目保険料は1月25日に給与天引させていただきます。  
（以降、毎月給与天引となります。）
- ⑦無給付期間：勤続年数10年以上：3年3ヶ月  
勤続年数5年以上10年未満：2年9ヶ月  
勤続年数1年以上5年未満：2年3ヶ月  
勤続年数1年未満：1年3ヶ月
- ⑧約定給付率：勤続年数10年以上：Aコース60%、Bコース40%、Cコース20%  
勤続年数10年未満：Aコース60%

この保険はJSR㈱を保険契約者としJSR㈱社員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJSR㈱が有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体の代表の方にお渡ししてあります約款によりますが、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または弊社までお問い合わせください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

#### <ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

JSR株式会社 従業員の皆様へ

上乗せ任意加入募集のご案内

ご加入者1,410名!!  
約2名に1名は加入されています。  
※2022年6月1日現在

# JSR 長期収入サポート制度

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

JSRでは、社員の皆さんが病気やけがにより万が一働けなくなった場合に備え、「長期収入サポート制度」を導入しています。  
補償を万全なものとしていただくために、上乗せ補償である任意加入契約をご案内いたします。




この制度の詳細な内容は、中面をご確認ください。

### <お問い合わせ先>

**取扱代理店**

**ENEOSマテリアルトレーディング株式会社** 保険部  
東京 〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9-2 汐留住友ビル  
担当：関塚 TEL：080-1100-3791  
四日市 〒510-0875 三重県四日市市大治田2-16-13  
担当：大段 TEL（代表）059-348-3913（携帯）090-5319-0367  
（受付時間：平日 9：00～19：00）



**引受保険会社**

**東京海上日動火災保険株式会社**  
（担当課）化学産業営業部営業第一室  
Tel 03-3285-1831 Fax 03-5223-3077

<b>加入申込締切日</b>	2022年9月16日 (金)	<b>保険期間開始日</b>	2022年11月1日 (火) 午後4時
<b>提出先</b>	ENEOSマテリアルトレーディング(株)保険部 (社内便または同封の返信用封筒をご使用ください。)	<b>保険料</b>	毎月の給料から天引 (初回は2023年1月から)

人材開発部

# JSR長期収入サポート制度は、社員の皆様が病気やケガで働けない場合、収入を長期に補償する制度です。

全社員を対象とする全員加入契約<sup>※</sup>と個々人で補償を上乗せする任意加入契約の二階建て補償となります。

<sup>※</sup>会社が保険料を負担し、保険金の受取は皆様本人となります。

## 1. 「いろいろ保険に入っているの大丈夫!」と思いませんか?

今までの保険でカバーされていたリスクは?

各種保険	原因		収入の減少/途絶		老後資金	追加費用の発生						
	死亡		就業不能			入院		手術		通院		
	病気	ケガ	病気	ケガ		病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	
生命保険	●	●										
傷害保険		●					●	●	●			●
医療保険・入院特約	▲	▲	▲	▲		●	●	●	●	▲	▲	
がん保険						● (がんのみ)		● (がんのみ)		● (がんのみ)		
年金型保険	●	●			●							

そこで

**JSR長期収入サポート制度でカバー!**

<sup>※</sup>生命保険は死亡時に備えるものです。  
<sup>※</sup>医療保険・入院特約の入院給付金は一般的に60日~180日(1入院)と短期間になっています。

## 2. 「死亡した場合」より「働けなくなった場合」の方が多額の費用が発生します。

死亡したら

- 保 険 → 生命保険
- 公 的 保 障 → 遺族年金
- 住宅ローン → 団信保険により完済される
- 会 社 等 → 弔慰金・死亡退職金
- 家 族 → 働いて収入を得る事も可能

働けなくなったら

- 保 険 → ????
- 公 的 保 障 → 障害認定を受けた場合のみ障害年金
- 住宅ローン → 払えず家を手放す可能性
- 会 社 等 → 退職期間が終了し、収入が途絶える
- 家 族 → 介護等で働くことができない

リスクの大部分は既にカバーされています

もしも、病気や事故などで死亡した場合、公的保障や生命保険などで残されたご家族の生活を守ることができ、住宅ローンも団体信用保険により完済されマイホームを手放さずにすむケースが一般的です。

通常の支出に加えて、医療費や介護費用も...

もし働けなくなった場合、公的保障では十分とはいえず、一般的に生命保険からの保険金も支給されません。退職期間が終了すると収入は途絶え住宅ローンも払えなくなり、マイホームを手放すことにもなりかねません。

## 3. 「団体長期障害所得補償」お支払例

下記お支払例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



### その1 自動車メーカー経理部に勤務のAさん(28歳 女性)の場合

交通事故により脊髄を損傷し、下半身不随になってしまった。退院後は、本制度の補償を受けながらリハビリを続けている。



### その2 貿易商社に勤務するBさん(45歳 男性)の場合

脳出血により入院した。体の一部に麻痺が残リリハビリを続けているが、回復が遅れており、本制度の補償を受けて家族の生活を支える事ができた。



### その3 旅行代理店に勤務するCさん(36歳 男性)の場合

精神疾患で長期間休職後退職してしまつた。本制度の補償を受けながら治療と再就職活動を行い、3年後に回復と転職が同時にこつた。

## 4. 「JSR長期収入サポート制度」の特徴

### A. 全員加入+任意加入で充実の補償

本制度は会社が契約者となって皆様に補償を提供する全員加入契約がベースとなり、その上乗せ補償として、皆様のご予算に応じてプラン選択の出来る任意加入契約を3タイプ用意しております。

### B. 既存給付制度にフィットしたプラン

JSR長期収入サポート制度は、既存給付制度にフィットしたプランになっております。

### C. 最長60歳の誕生日までのロング補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間<sup>\*1</sup>の90日間を超えてその状態が継続した場合に最長60歳の誕生日まで(55歳~59歳の方は5年、勤続年数10年未満で満55歳~59歳の方は3年3ヶ月)保険金をお支払いいたします。(ただし無給付期間の設定あり)  
<sup>\*1</sup> 保険金をお支払いしない期間をいいます  
<sup>\*2</sup> 保険金をお支払する1事故当たりの限度期間をいいます。

### D. 復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。

### E. 特約付帯で充実の補償

- ◎認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害で補償期間5年間(最長5年間)。但し、勤続年数10年未満で満55歳~59歳の方は最長3年3ヶ月)
- ◎妊娠に伴う身体障害補償特約
- ◎天災危険補償特約

### F. 保険金は全額非課税

お支払いする保険金は全額非課税で受け取ることが出来ます。

### G. 職場復帰のための充実のサポート

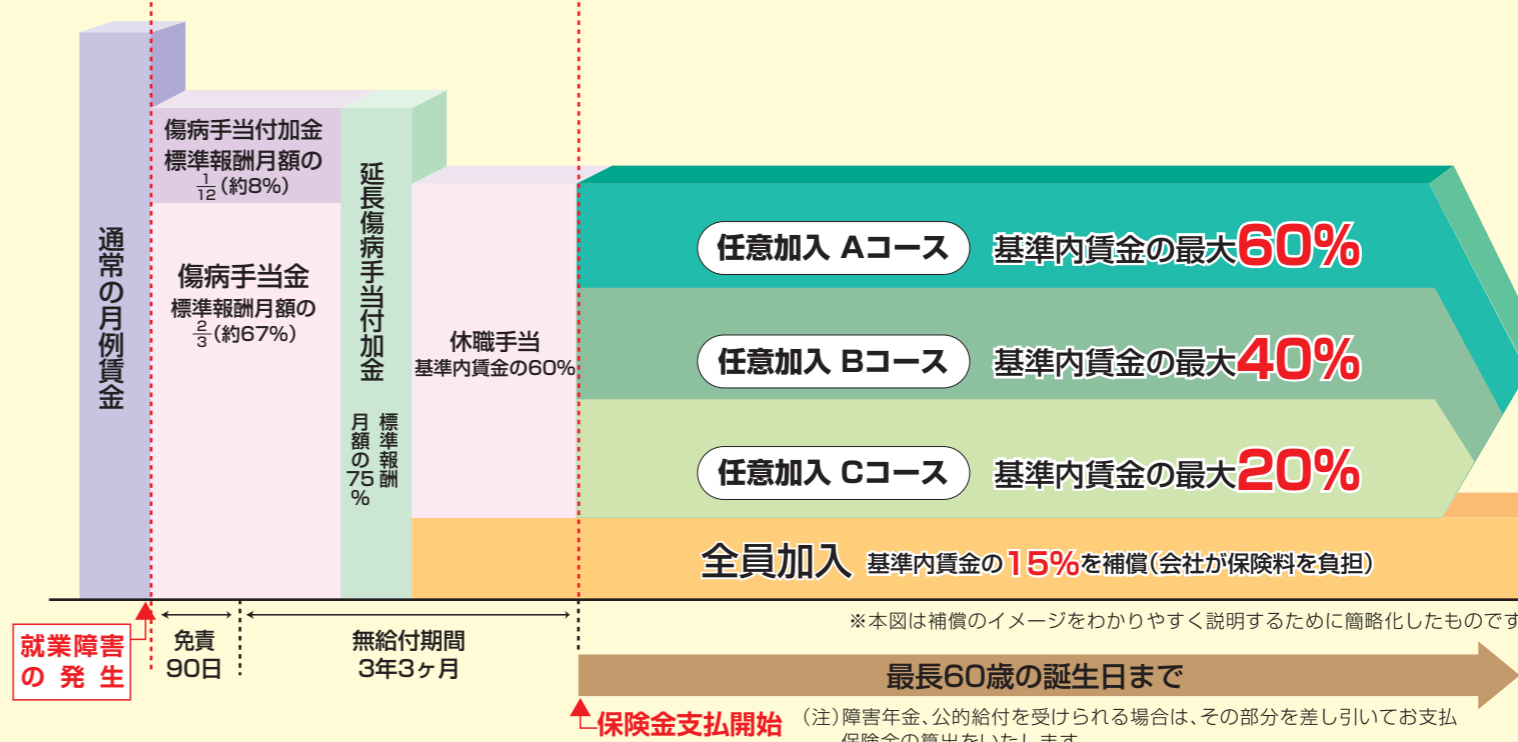
4つのサポートで、「こころ」と「からだ」の健康はもちろん、暮らし全般までをサポートします。「こころ」の健康サポート:メンタルヘルスサポート、「からだ」の健康サポート:メディカルアシスト、暮らし全般のサポート:デイリーサポート・介護アシスト  
<sup>※</sup>これらのサービスは引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。  
<sup>※</sup>サービスは変更・中止となる場合がございます。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。  
 サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

## 5. 「JSR長期収入サポート制度」の概要とお申し込み方法

病気やケガで働けない場合、今回の任意加入契約にお申込みいただくことで基準内賃金の最大75%(ご加入いただくコースにより異なります。)を最長60歳の誕生日まで補償することができます。

団体割引:20%適用

(2022年11月1日時点で勤続年数10年以上 55歳未満の場合)



### コース内容・お申し込み方法

A~Cコースの中から1コースをご選択いただき、同封の新規加入依頼書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。尚、勤続年数10年未満の方は、任意加入コースはAコースのみご提供となります。詳細は別紙をご参照ください。  
<sup>※</sup>保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なります。  
 実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。